

『第3次西宮市環境基本計画及び第二次西宮市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)の中間改定支援業務』仕様書

1. 業務名称

『第3次西宮市環境基本計画及び第二次西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の中間改定支援業務』

2. 目的

本市では、「西宮市環境基本条例」に基づき、平成31年3月に「第3次西宮市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の参画と協働により様々な環境施策を推進してきた。

また、地球温暖化対策においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、温対法)に基づき、平成31年に「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、市域における温室効果ガス削減に向けた取組みを進めてきたところである。

本市において、令和5年度は環境学習都市宣言から20年の節目の年となり、EWCを始めとしたこれまでの環境学習の取組みを振り返り、各世代に対応した新たな環境学習のしくみを検討する必要がある。また、温暖化対策に関しては、国において、2020年のカーボンニュートラル宣言以降、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画を改定し、温室効果ガス削減目標を引き上げるなど脱炭素に向けた取組みが進められており、本市においてもこれらを踏まえた新たな温室効果ガスの削減目標などを検討する必要がある。

上記の背景を踏まえ、これら両計画の整合性に配慮し、中間見直しを行うものである。

3. 業務内容

(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間改定に関する事項

a 基本的事項の整理及びその結果の報告

- 中間改定にあたり、現行計画における進捗状況の分析・評価を行い、課題を抽出すること。
- 類似の都市特性を持つ他自治体の先行事例等について、調査・整理すること。
- 国、兵庫県の環境計画の整理を行い、考察資料としてまとめること。

b アンケートの実施

- 市民向けアンケート(市民約3,000人)を実施するにあたり、効果的な実施方法(例:質問項目の設定、配布方法など)を提案し、実施する。
 - アンケート結果を集約・分析し、計画への反映方法を提案する。
- ※アンケート調査対象者の抽出は本市が行う。
- ※アンケート実施に係る諸費用は受託者負担とするが、アンケート回収に係る郵送料は本市が負担する。

c 関連計画の改定内容の反映

- 上位計画である「西宮市総合計画」及び「西宮市地球温暖化対策実行計画」「西宮市一般廃

「廃物処理基本計画」などの下位計画の中間見直しの内容を反映すること。

- 国、兵庫県の環境計画の改定した最新内容を反映すること。
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第 8 条に規定する行動計画として位置づけること。

d 環境学習に関する取組の総括等

- 環境学習都市宣言以降の環境学習の取組みや成果を振り返り、本基本計画の行動目標ごとに総括、整理した資料（各事業の相関図など）を作成し、本改定素案に盛り込むこと。
- 本市の取組みにおける課題を抽出するとともに、先行自治体の環境学習の取組みなどを参考に、将来に向けた新たな提案を行うこと。

e 計画素案の作成

f 概要版の作成

(2) 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間改定に関する事項

a 基本的事項の整理及びその結果の報告

- 中間改定にあたり、国及び県の最新の動向を反映させるとともに、必要に応じて本市のこれまでの取組みの成果や課題などについて整理すること。
- 類似の都市特性を持つ他自治体の先行事例等について、調査・整理すること。

b 温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計

- 環境省の公表するマニュアル等の考え方にに基づき、市域の温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計（B A U 及び対策ケース（脱炭素シナリオ含む））を可能な限り複数パターンで行うこと。

c 本市の温室効果ガス排出削減目標の設定

- 「2050 年ゼロカーボンシティにしのみや[※]」に向けた 2030 年の温室効果ガス削減目標値を設定すること。また、目標値は国・県の目標値を踏まえるとともに本市の地域特性を十分に配慮して設定すること。

※2050 年までに市域における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す

- 本市上位計画や関連計画、国・県の関連計画との整合性を十分に考慮するとともに、本市が令和 4 年度に実施した「西宮市脱炭素に向けたロードマップ策定支援業務」の成果を反映したものとすること。

d 「2050 年ゼロカーボンシティにしのみや」に向けた対策・施策の立案

- 削減目標及び a における他自治体の先行事例、国の脱炭素ロードマップ等と照合しつつ、以下 i ~ v の脱炭素施策について検討すること。
 - i 再生可能エネルギーの利用促進
 - ii 事業者・住民の省エネルギー促進
 - iii 地域環境の整備
 - iv 循環型社会の形成
 - v その他（本市特性を踏まえた具体的かつ実施可能な施策）
- 改正温対法に基づき、施策の実施目標を整理すること。また、施策の実施による削減効果につい

ても整理すること。

● 施策の立案にあたっては、本市特性に配慮するとともに、環境・社会・経済などの統合的観点から課題を整理し、重点的に実施すべき施策を検討すること。

e 改正温対法に基づく地域脱炭素化促進事業（促進区域等）に関する検討

● 本市における再生可能エネルギーの導入を含む脱炭素の取組を重点的に進める促進区域等について、エリア候補を抽出し当該区域において合意形成を図るべき利害関係者（ステークホルダー）の整理、合意形成手法、取組構想などについて、実現可能性も踏まえた検討・提案をすること。

f 計画素案の作成

g 概要版の作成

h 温室効果ガス排出量算定ツールの検討

i 再エネ導入量算定ツールの検討

(3) 上記 2 つの計画に共通の事項

a 会議運営

下記の会議において資料を作成・配布するとともに、会議に出席した上で、議事録を作成し、必要に応じて説明を行う。

- ① 環境計画推進パートナーシップ会議（3 回程度）
- ② 環境計画推進パートナーシップ会議地球温暖化対策部会（3 回程度）
- ③ 西宮市環境審議会（2 回程度）
- ④ その他庁内会議（2 回程度）

b パブリックコメントへの対応

計画書素案を用いて本市が実施するパブリックコメントにおいて、チラシの作成、印刷、寄せられた意見への対応方針等に関する検討を行う。

4. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5. 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務完了届 1 部
- (2) 西宮市環境基本計画
計画本編（A4版 100ページ程度 カラー）
概要版（A4版 8ページ程度 カラー）
- (3) 西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
計画本編（A4版 100ページ程度 カラー）
概要版（A4版 8ページ程度 カラー）
- (4) 上記 (2) 及び (3) の電子データ（Word形式及びPDF形式）

各1部	
(5) その他関連資料	1式
(6) 上記(2)～(5)を格納した電子データ (CD-R)	1部
(7) その他本市が指定する書類	

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権等は、本市が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる委託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

7. 守秘義務

受託者は、本業務において入手した市独自の情報、個人情報等が正しく管理され、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講じること。個人情報を扱う場合は、西宮市個人情報保護条例その他、個人情報に関するすべての関係法令を遵守すること。

8. その他

委託仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者において協議して定める。